［大学院・専攻科］

# 令和９年度〈入学予定者〉
# 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予の出願要項
# 【大学独自制度】

## 制度の趣旨

本制度は、**「経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者」**、**「主たる学資負担者が死亡、又は本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者」**などについて、納付するべき入学料の全額又は半額を免除、あるいは徴収猶予及び前期授業料の全額又は一部を免除、あるいは徴収猶予し、修学を支援するためのものです。

**制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。**

■制度内容

・入学前に入学料免除及び徴収猶予、前期授業料免除及び徴収猶予の申請を一括で受付します。

※特別な事情により、前期授業料免除・徴収猶予を希望しない場合は事前に学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）に相談してください。

申請事項、申請理由ごとの許可内容は以下のとおりです。

| 申請事項 / 申請理由 | 入学料免除及び徴収猶予 | 前期授業料免除及び徴収猶予 |
|---|---|---|
| 経済的理由 | 半額免除（上限）もしくは徴収猶予のみ<br>※6年制教員養成高度化コースの者は半額免除されているため、徴収猶予のみ | ・全額または一部免除<br>・徴収猶予のみ |
| 学資負担者の死亡 | 全額または半額免除 | 全額または一部免除 |
| 風水害等のり災 | 全額または半額免除 | 全額または一部免除 |

※家計基準及び学力基準に基づいて選考します。ただし、主たる学資負担者の死亡又は本人・主たる学資負担者の風水害り災による申請の選考については、家計基準のみで行います。

■申請手続・期限

| | 入学手続時に提出する書類 | 入学後に提出する書類 |
|---|---|---|
| 受付期間 | **「合格者への入学案内」に記載の期限** | **4月8日（木）～14日（水）（ただし、土日を除く。）** |
| 受付時間 | | **8:30～17:00（ただし、12:30～13:30 を除く。）** |
| 受付場所 | **「合格者への入学案内」に記載の場所** | **学生課　①番窓口** |

※入学後に提出する書類は原則、学生本人が窓口持参により申請してください。

**次ページの注意事項を必ず、確認してください。**

《問い合わせ先》※問い合わせ等は、申請者（学生）本人が行ってください。

京都教育大学　学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）　電話番号：075(644)8165

受付時間：8：30～17：00（12：30～13：30、土日祝を除く。）

**京都教育大学**

■申請についての注意事項

・申請しても免除及び徴収猶予が許可されるとは限りません。
不許可の場合に備え、入学料、前期授業料納入の準備を行っておいてください。
・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）まで申し出てください。
・入学手続時に提出する書類の不明点は「合格者への入学案内」に記載の期限までに、入学後、提出する書類の不明点は入学後、提出する書類の申請期間内に余裕をもって学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）へ問い合わせてください。
・記載事項確認のため、申請書類受付後に追加書類の提出を求めたり、事情をお聞きしたりすることがあります。
・故意に記入すべき事が書かれていなかった場合、必要な証明書が提出されない等の不備がある場合は、選考から除外します。
・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消し、入学料・前期授業料を徴収します。
・提出された書類は、入学料・前期授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。
・前期授業料について、長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることになる前期授業料は、免除対象となりません。
・授業料免除の選考は各期（前期・後期）に行います。前期に許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、後期も免除を希望する者は、あらためて申請してください。

1. 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予申請の対象者

①経済的理由により納付期限までに入学料・前期授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
②入学前1年以内において、本人の学資を主として負担する者（主たる学資負担者※1）が死亡し、又は本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料・前期授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
③上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者。※免除の場合のみ
その他やむを得ない事情があると認められる者。※徴収猶予の場合のみ

※1 父母、父母両方がいない場合は代わって生計を維持している者のうち、令和7年の収入金額が多かった者
・独立生計者(P.10 を参照）で配偶者がある場合は本人又は配偶者のうち、令和7年の収入金額が多かった者
・独立生計者で配偶者がいない場合は本人

2. 提出書類

P. 6からの【必要書類確認表】を確認してください。

3. 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予の対象者の選考

■家計基準

(1)収入基準(年間収入及び年間所得額上限(目安))

| 【大学院】世帯人数 | | 本人<br>通学区分 | 年間収入(所得)<br>上限参考額(単位:万円) | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 給与所得者 | 給与所得者以外<br>(事業所得等) |
| 2人 | 母子又は、父子世帯<br>本人/母又は父 | 自宅 | 642 | 388 |
| | | 自宅外 | 693 | 435 |
| 3人 | 本人/父/母 | 自宅 | 558 | 329 |
| | | 自宅外 | 625 | 376 |
| 4人 | 本人/父/母/公立高校生(自宅通学) | 自宅 | 654 | 396 |
| | | 自宅外 | 701 | 443 |
| 4人 | 本人/父/母/公立大学生(自宅外通学) | 自宅 | 736 | 478 |
| | | 自宅外 | 783 | 525 |
| 【専攻科】世帯人数 | | 本人<br>通学区分 | 年間収入(所得)<br>上限参考額(単位:万円) | |
| | | | 給与所得者 | 給与所得者以外<br>(事業所得等) |
| 2人 | 母子又は、父子世帯<br>本人/母又は父 | 自宅 | 670 | 412 |
| | | 自宅外 | 717 | 459 |
| 3人 | 本人/父/母 | 自宅 | 598 | 357 |
| | | 自宅外 | 662 | 404 |
| 4人 | 本人/父/母/公立高校生(自宅通学) | 自宅 | 684 | 426 |
| | | 自宅外 | 731 | 473 |
| 4人 | 本人/父/母/公立大学生(自宅外通学) | 自宅 | 766 | 508 |
| | | 自宅外 | 813 | 555 |

① この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。
② 年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合もあります。
③ 「給与所得者」の収入(所得)額は、令和8年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
④ 「給与所得者以外」の収入(所得)額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
⑤ 収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。
⑥ 家族に障がい者、長期療養者、単身赴任者がいる場合や、多子世帯又は母子・父子世帯の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

(2)資産基準

申込日時点の主たる学資負担者の資産額が1,250万円未満であること。

※資産とは、現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)、預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)、満期や解約により現金化した保険の合計額を指し土地・建物等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

■学力基準　学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者

①1単位あたりの平均値の出し方

| 出身大学の成績表記 | | |
|---|---|---|
| 秀・優・良・可の場合 | ABC3段階の場合 | 点数の場合 |
| 秀・優＝3、良＝2、可＝1として換算した平均値 | A＝3、B＝2、C＝1として換算した平均値 | 「100～80」を3、「79～70」を2、「69～60」を1として換算した平均値 |

※「合」、「認定」は算入しない。

※上記以外の表記の場合はこれに準ずるものとする。

②学力基準

| 入学料免除及び徴収猶予 | | 前期授業料免除及び徴収猶予 | |
|---|---|---|---|
| 免除 | 徴収猶予 | 免除 | 徴収猶予 |
| 1単位あたりの平均値が2.4以上の者 | 1単位あたりの平均値が2.0以上の者 | 1単位あたりの平均値が2.4以上の者 | 家計基準を満たしていれば徴収猶予 |

※前期授業料免除及び徴収猶予は母子・父子家庭、生活保護世帯等については特例があります。

4. 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予の結果について

・入学料・前期授業料免除及び徴収猶予の可否については、6月初旬頃、学生本人の住所宛に通知文書を郵送します。

※日本学生支援機構が実施する、大学院修士段階における授業料後払い制度申請者については、日本学生支援機構の審査結果と本制度の選考結果が出揃い次第、通知文書を発送します。

5. 入学料納付期限について

・入学料免除及び徴収猶予の申請者は、その可否が決定するまで入学料の徴収が猶予されます。選考結果の通知があるまでに納付した場合は、免除等の必要がないとみなし選考対象から除外されます。

・入学料免除及び徴収猶予が不許可となった場合は、通知した日から14日以内に入学料を納付してください。

・入学料のうち免除にならなかった額、徴収猶予額の納付期限は令和9年9月末までです。

・納付期限内に入学料を納付されなかった場合には、除籍（本学学生としての身分を失う）となります。

6. 前期授業料納付期限について

・前期授業料のうち免除とならなかった額、徴収猶予額の納付期限は、選考結果通知を確認してください。

## 【必 要 書 類 確 認 表】

・提出書類は必ず最新のものを提出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
・記入の際は黒のペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。※訂正印は不要です。
・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

■入学手続時に提出する書類　※入学手続関係書類に同封してください。

| 提出書類 |
| --- |
| 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予願（様式②） |

■入学後に提出する書類（令和9年4月8日（木）～14日（水）提出）
①全員が提出する書類

| 提出書類 |
| --- |
| 入学料・前期授業料免除及び徴収猶予願チェックシート（様式①） |
| 家庭調書（様式③） |
| 市区町村役場発行の「令和8年度（令和7年分所得）課税証明書又は非課税証明書」【原本】<br>就学者（申請者本人を含む。）と就学年齢に達していない者及び、令和8年度中に学校を卒業する予定の者を除いた家族全員分を提出してください。<br>※所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出してください。<br>※無職・無収入で所得がない家族については課税されていない旨（「所得0円」、「課税無し」等の記載）の証明を提出してください。<br>※申請者が独立生計者※1である場合は、申請者分を提出してください。 |
| 住民票謄本　世帯全員分 【原本】<br>本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。（本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可）<br>※下宿中の家族も含みます。<br>※住民票謄本上、別世帯の場合でも同居の家族については、原則、同一生計とみなします。 |
| 出身大学の成績証明書<br>大学在学中の成績がすべて記載され、出身大学が発行し厳封したものを提出してください。 |

②世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

所得・年金に関する書類については、就学者（申請者本人を含む）と就学年齢に達していない者は不要です。ただし、申請者が独立生計者の場合は申請者分も必要です。

※書類が重複する場合は、1部で可

<table>
<tr><th colspan="2">世帯の状況</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td>住民票と異なる住所に居住している者</td><td>本人及び家族<br>ただし、本学学生寮居住者は不要</td><td>下記①、②いずれかを提出<br>①賃貸契約書(写)等、実際に住んでいる場所が分かるもの<br>氏名、賃貸期間がわかる部分(写)を提出してください。<br>②「賃貸契約更新証明書（居住証明書）」(様式K)<br><br>※扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書（様式③）」の「①家族状況・所得の種類」 には記載せず「④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給与所得者<br><br>※パート、アルバイト等の非正規雇用者、内職を含む<br><br>※就学者(申請者本人を含む。)のアルバイト収入分は提出不要</td><td>令和8年1月以降<br>勤務先変更なし</td><td>■会社員・公務員等<br>①、②いずれかを提出してください。<br>①令和8年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)を提出<br>②令和8年分源泉徴収票(写)<br>複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出してください。<br><br>■源泉徴収票の無い有職者（パート・アルバイト等の非正規雇用者、内職を含む。）<br>「収入状況証明書・申立書」(様式A)<br>①、②いずれかの方法で証明してください。<br>①給与明細の写し（賞与含む。）と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。<br>②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。</td></tr>
<tr><td>令和8年1月以降<br>新規採用・<br>勤務先変更あり</td><td>「収入状況証明書・申立書」(様式A)<br>①、②いずれかの方法で証明してください。<br>①給与明細の写し（賞与含む。）と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。<br>②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。</td></tr>
<tr><td>令和9年4月就職者</td><td>「収入状況証明書・申立書」（様式A）<br>会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの（賞与含む。）を添付してください。</td></tr>
</table>

| 世帯の状況 | | 提出書類 |
|---|---|---|
| 給与所得者以外<br>（事業者等） | 個人事業主<br>自営業・農業等<br>不動産等収入 | **令和8年分確定申告書(第一表・第二表)(写)** |
| | 外交員収入 | **令和8年分確定申告書(第一表・第二表)(写)**又は**「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」(写)** |
| 年金受給者 | 老齢年金<br>厚生年金<br>遺族年金<br>障害年金　等 | ①、②、③いずれかを提出<br>**①年金振込通知書の写し**<br>**②年金額改定通知書の写し**<br>**③年金等の源泉徴収票の写し**<br>最新かつ1年間の年金総額が算出できるものを提出してください。公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべて提出してください。 |
| 生活保護受給者 | | **生活保護決定通知書（写）、生活保護受給証明書**<br>福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの |
| 休職中の者 | | 下記①、②両方提出<br>**①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」（様式 C）**<br>**②休職前直近の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)（写)、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書（写）のいずれか** |
| 退職者 | 令和8年4月1日～<br>令和9年3月31日<br>の期間に退職金が支給された者又は、退職予定者 | 下記①、②両方提出<br>**①退職(予定)証明書**<br>**②退職金支給（予定）額証明書** |
| その他の<br>臨時的な収入 | 令和8年4月1日～<br>令和9年3月31日<br>の期間に得た臨時的な収入（保険金、支援金、補助金、給付金等） | **金額が記載された通知書等の写し**<br>令和8年分の確定申告をされた方は令和8年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)を提出してください。 |

<table>
<tr><th colspan="2">世帯の状況</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">無職・失業中の者<br>（18 歳以上の者）<br>※専業主婦・主夫を含む<br>※就学者は除く</td><td>雇用保険受給なし</td><td>①もしくは①、②両方提出<br>①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」（様式C）<br>②「家計状況申告書」（様式 B）<br>②は世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、提出してください。</td></tr>
<tr><td>雇用保険受給あり</td><td>下記①、②両方提出<br>①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」（様式C）<br>②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分)<br>②をまだ受領していない場合は「離職票」（写）・「退職の辞令」（写）を提出してください。</td></tr>
<tr><td>・養育費、親戚等から援助を受けている世帯<br>・給与明細書がない、支払者の証明が得られない等、公的な証明書で所得の申告ができない有職者<br>※就学者は除く</td><td></td><td>①もしくは①、②両方提出<br>①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」（様式C）<br>②「家計状況申告書」（様式 B）<br>②は世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、提出してください。</td></tr>
<tr><td>児童手当受給者</td><td>児童手当受給あり</td><td>「児童手当支払通知書」(写)</td></tr>
<tr><td>母子又は、父子世帯※3</td><td></td><td>①もしくは①、②両方提出<br>①「母子・父子世帯の申立書」（様式 D）<br>②養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等がある場合、証明できるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長期療養者関係※4</td><td>高額療養費払戻しなし</td><td>「長期療養者の証明書・申立書」（様式 E）</td></tr>
<tr><td>高額療養費払戻しあり</td><td>下記①、②両方提出<br>①「長期療養者の証明書・申立書」（様式 E）<br>②高額療養費の払戻し額を証明するもの</td></tr>
</table>

| 世帯の状況 | | 提出書類 |
|---|---|---|
| 障がい者関係 | | 下記①～④のうち該当するものの写しを提出<br>**①身体障害者手帳**<br>**②療育手帳**<br>**③介護保険被保険者証（要介護3以上）**<br>**④精神障害者保健福祉手帳** |
| | 特別児童扶養手当受給あり | **「特別児童扶養手当証書」（写）** |
| 主たる学資負担者の別居<br>（単身赴任等同一生計で別居の場合） | | 下記①、②、③　すべて提出<br>**①「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」（様式Ｆ）**<br>**②領収書等（最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費）（写）**<br>**③給与明細（最新1ヶ月）（写）** |
| 就学者<br>（高校生以上） | 【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4，5年次生 | **「在学及び授業料免除状況証明書」（様式Ｉ）**<br>令和9年4月現在の在学（予定）校に記入を依頼してください。<br>授業料免除について対象の就学者が申請なし、不許可の場合も提出してください。 |
| | 上記以外 | **在学証明書**又は**学生証の写し**<br>令和9年4月現在の在学(予定)校のものを提出してください。<br>在学証明書は各学校の様式でかまいません。<br>学生証の写しは在学期間がわかる部分を提出してください。 |
| 主たる学資負担者の死亡 | 入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡した者 | **死亡年月日がわかる公的書類** |
| 風水害等による被災者 | 入学前1年以内において、本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた者 | **①り災証明書**<br>被害の状況・金額がわかるものを提出してください。<br>**②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるもの**<br>**③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの** |
| 日本学生支援機構以外の給付型奨学金受給者 | 申請者本人<br>※令和9年4月以降受給予定分 | **給付型奨学金の採用通知(写)等、給付内容がわかるもの**<br>給付額、給付期間がわかるものを提出してください。 |

| 世帯の状況 | | 提出書類 |
|---|---|---|
| 独立生計者※1 | 申請者本人 | ①、②、③ すべて提出<br>**①「独立生計者申立書」(様式 G)**<br>**②申請者本人**(配偶者のあるときは配偶者を含む。)**が被保険者**(国民健康保険の場合は世帯主)**であることが証明できるもの(マイナポータルの健康保険証情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書の写しなど。)**<br>**③「家計状況申告書」(様式 B)** |

※1 独立生計者とは次のいずれにも該当する者

1)所得税法上、父母等の扶養親族でない者(父母等の源泉徴収票や確定申告書の控え、課税証明書等で証明できる者)

2)父母等と別居している者(住民票謄本での証明)

3)本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の収入で生計を立てており、その収入について所得申請がなされ、所得証明書が発行される者(「家計状況申告書」様式Bにより収入及び支出を確認)

4)本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

※2 公的な証明書等とは

源泉徴収票、確定申告書、報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書、年金に関する証明書、「収入状況証明書・申立書」(様式A)を指す。(ただし、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する書類は除く。)

※3 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び心身に障がいのある者の家庭をいう。

※4 長期療養者とは

申請時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者をいう。

1．入学料・前期授業料免除及び徴収猶予願（様式②）

様式②

# 入学料・前期授業料免除　及び　徴収猶予願
## 【　大学院・専攻科　】

令和　　年　　月　　日

京都教育大学長　殿

令和　年度入学料・前期授業料の免除及び徴収猶予を受けたく、保証人連署のうえ、必要書類を添えて申請します。
以下のとおり記載事項に相違ありません。
なお、免除を申請し半額免除又は免除不許可に決定した場合は、免除とならなかった今期に納付すべき額の徴収猶予を希望します。
また、入学者選抜試験成績等の個人情報は、学生課がこの審査のために使用することを承諾します。

ア

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フリガナ<br>氏名（自署） | | | 学籍番号 | ※記入不要 |
| 所属 | ☐大学院連合教職実践研究科 | 系： | 生年月日<br>昭和・平成<br>年　月　日 | |
| | | コース： | | |
| | | ☐6年制教員養成高度化コース | | |
| | ☐特別支援教育特別専攻科 | 専　攻：特別支援教育専攻 | | |
| 現住所 | 〒（　　－　　） | | | |
| 電話番号 | （　　） | | 携帯電話番号 | |
| メールｱﾄﾞﾚｽ | @ | | | |
| 実家（自宅）住所 | ※現住所と同じ場合は記入不要<br>〒（　　－　　） | | | |
| 保証人（自署） | 氏　名 | | 本人との続柄 | |
| | 〒（　　－　　）<br>電話番号：　　（　　） | | | |

■申請理由

①入学料・前期授業料免除及び徴収猶予を希望するに至った事情について、以下から選択し☑、日付を記入してください。【必須】

イ

| | | | |
|---|---|---|---|
| ☐経済的理由 | | | |
| ☐学資負担者の死亡 | ☐父 | 死亡：　　年　月　日 | ※死亡年月日がわかる公的書類を添付してください。 |
| | ☐母 | 死亡：　　年　月　日 | |
| | ☐その他<br>続柄：（　） | 死亡：　　年　月　日 | |
| ☐風水害等のり災 | り災した年月日：　　年　月　日 | | |
| | ※り災証明書（写）、被害の程度・金額が分かるものを添付してください。<br>※被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるものを添付してください。<br>※保険、損害賠償等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。 | | |

②入学料・前期授業料免除及び徴収猶予申請理由を具体的に記入してください。【必須】

## (ア)の欄について

「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付け、必要事項を記入してください。
(1)学籍番号は記入不要です。
(2)実家(自宅)住所が現住所と同じ場合は記入不要です。
(3)保証人氏名・住所等については、保証人本人が記入してください。

## (イ)「■申請理由」欄について

①入学料・前期授業料免除及び徴収猶予を希望するに至った事情について、該当項目に「✓」を付け、必要事項を記入してください。
②入学料・前期授業料免除及び徴収猶予申請理由を具体的に記入してください。具体的に記入していない場合は再提出とします。

2. 家庭調書(様式③)

【令和　年度　期授業料免除】　　様式③

# 家庭調書

(大学院・専攻科)

提出日:令和　　年　　月　　日

ア

| 氏名 | | 学籍番号 | |
|---|---|---|---|
| 通学別 | □自宅　□自宅外　□本学学生寮 | 独立生計 | □独立生計者 |

**①家族状況・所得の種類**

※前年度所得の種類と金額について申請者と生計を同じくする家族全員を記入する。
※独立生計として申請する場合、申請者は「就学者以外の家族」欄に記入してください。
【給与収入】:給与・アルバイト賃金・年金・生活保護・傷病者手当・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・俸給・賃金・役員報酬・専従者給与を記入する。
【給与収入以外】:商業・工業・外交員収入・親戚の援助・家賃・地代・利子配当・内職・農林水産・その他の所得を記入する。
【臨時的な収入】:令和　年　月　日～令和　年　月　日の期間に臨時的な収入(退職金、保険金、支援金、補助金、給付金、養育費等)があった場合、その金額を記入する。
※収入金額・所得金額は万円未満切り捨てとする。

イ

| | 続柄 | 氏名 | | 年齢 | 所得の種類 | 【給与収入】源泉徴収票の支払金額等を記入 | | 【給与収入以外】確定申告書の所得金額等を記入 | | 【臨時的な収入・その他の収入】退職金・保険金・支援金・補助金・給付金・養育費等の金額を記入 | | 大学記入欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 就学者以外の家族 | 父 | | | | | 万円 | 大学記入欄 | 万円 | 大学記入欄 | 万円 | 大学記入欄 | |
| | 母 | | | | | 万円 | | 万円 | | 万円 | | |
| | | | | | | 万円 | | 万円 | | 万円 | | |
| | | | | | | 万円 | | 万円 | | 万円 | | |
| | | | | | | 万円 | | 万円 | | | | |

ウ

| | 続柄 | 氏名 | | 年齢 | 通学区分 | 設置区分 | 学校区分 | 学年 | 大学記入欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 就学者 | | | | | 1 自宅<br>2 自宅外 | 1 国立<br>2 公立<br>3 私立 | 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学・短大・大学院<br>5 高専 6 専修学校(高等課程) 7 専修学校(専門課程)<br>学校名 | | |
| | | | | | 1 自宅<br>2 自宅外 | 1 国立<br>2 公立<br>3 私立 | 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学・短大・大学院<br>5 高専 6 専修学校(高等課程) 7 専修学校(専門課程)<br>学校名 | | |
| | | | | | 1 自宅<br>2 自宅外 | 1 国立<br>2 公立<br>3 私立 | 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学・短大・大学院<br>5 高専 6 専修学校(高等課程) 7 専修学校(専門課程)<br>学校名 | | |
| | | | | | 1 自宅<br>2 自宅外 | 1 国立<br>2 公立<br>3 私立 | 1 小学校 2 中学校 3 高校 4 大学・短大・大学院<br>5 高専 6 専修学校(高等課程) 7 専修学校(専門課程)<br>学校名 | | |

エ

【世帯人数】※(　)内は子供(就学者、就学前の子。本人を含む)の人数を記入すること。

| 人　(子供　　人) |
|---|

オ

【給付型奨学金受給状況】※申請者本人の給付型奨学金について、受給状況を記入すること。

| 奨学金名称 | 月額 | 受給期間 | 大学記入欄 | |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 年　月～　年　月 | | 添付 有・無 |
| | 円 | 年　月～　年　月 | | 添付 有・無 |

⇒裏面も記入してください。

## (ア)「氏名、学籍番号、通学別、独立生計」欄について

該当項目の□に✓を付け、必要事項を記入してください。

## ●「①家族状況・所得の種類」欄について

## (イ)「就学者以外の家族」欄について

申請者本人と生計を同じくする家族全員のうち、就学者以外の家族について続柄、氏名、年齢、所得の種類、収入を記入してください。

(1)申請者本人が独立生計者の場合、本欄に必要項目を記入してください。(「就学者」欄への記入は不要)

(2)同一住所に居住している家族については住民票謄本上、別世帯の場合でも原則、同一生計とみなします。

(3)扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、本欄には記載せず「④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。

(4)予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、本欄に記入してください。

## (ウ)「就学者」欄について

申請者本人と生計を同じくする家族全員のうち、申請者本人以外の就学者について、続柄、氏名、年齢、通学区分、設置区分、学校区分、学年を記入してください。

(1)令和9年4月現在の在学(予定)校について記入してください。

(2)国立大学生・大学院生・高等専門学校4～5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式Ⅰ)を所属学校(令和9年4月現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。
※対象の就学者の授業料免除について、申請無し、不許可の場合も提出してください。

(3)(2)以外かつ高校生以上の就学者は在学先の「在学証明書」又は学生証(写)を提出してください。なお、学生証には有効期限の記載が必要です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。

## (エ)「世帯人数」欄について

世帯人数を記入してください。(　　)内は子供(就学者、就学前の子。本人を含む。)の人数を記入してください。

## (オ)「給付型奨学金受給状況」欄について

申請者本人が受給している給付型の奨学金名称、月額、受給期間を記入し、金額・受給期間の記載がある証明書類(写)を提出してください。令和9年4月以降に受給予定の給付型奨学金について記入してください。

カ

②資産状況

| ☐ 申込日時点の主たる学資負担者の資産額が1,250万円未満である。<br>※資産とは、現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)、預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債)、満期や解約により現金化した保険の合計額を指し、土地・建物等の不動産は含まない。 | | |
|---|---|---|
| 主たる学資負担者　続柄(　　) | 主たる学資負担者の資産額 | 万円 |

キ

③家庭事情等

※本人を含めた家族で、下記の特別事情がある場合は☐に✓を付し、該当欄に記入の上、併せて**必要書類を提出のこと。**
(提出書類については「必要書類確認表」を参照してください。)

| 特別事情 | 詳細内容 | |
|---|---|---|
| ☐ 生活保護を受給している世帯 | 生活保護の受給　☐有　☐無 | |
| ☐ 児童手当を受給している世帯 | 児童手当の受給　☐有　☐無 | |
| ☐ 母子・父子世帯 | 父: ☐死亡 ☐生別(　　年　　月) | 母: ☐死亡 ☐生別(　　年　　月) |
| | 児童扶養手当の受給　☐有　☐無 | |
| ☐ 主たる学資負担者が無職・失業中 | 続柄(　　)　無職・失業となった年月 ＿＿＿年＿＿＿月 | |
| ☐ 障がい者等のいる世帯 | 続柄(　　)　☐障がい者　☐要介護認定者　☐その他(　　) | |
| | 特別児童扶養手当の受給　☐有　☐無 | 障害年金の受給　☐有　☐無 |
| ☐ 長期療養者がいる世帯 | 続柄(　　)　診療開始年月 ＿＿＿年＿＿＿月 傷病名:<br>療養状態: ☐入院　☐通院　☐自宅療養 | |
| ☐ 主たる学資負担者が別居 | 単身赴任等になった時期:　　年　　月 | |
| ☐ 主たる学資負担者が死亡 | 続柄(　　)　死亡した年月 ＿＿＿年＿＿＿月 | |
| ☐ 風水害等によるり災 | り災年月(　　年　　月)<br>り災の状況: | |

ク

④住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合

| 続柄(　　)氏名: ＿＿＿＿＿＿ | ※賃貸契約書(写)等、実際に住んでいる場所が分かるものを提出してください。<br>※「賃貸契約書」に氏名、契約期間が記載されているものを提出してください。 |
|---|---|
| 続柄(　　)氏名: | |

## (カ)「②資産状況」欄について

申込日時点で主たる学資負担者の資産額が 1,250 万円未満である場合、□に✓を付け、続柄と資産額を記入してください。

## (キ)「③家庭事情等」の欄について

申請者本人を含めた生計を同じくする家族全員について、特別事情に該当する場合は□に✓を付け、詳細内容を記入してください。また、下記のとおり必要書類を提出してください。(必要書類の詳細は「必要書類確認表」を参照してください。)

「生活保護を受給している世帯」に該当する場合
生活保護決定通知書、生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近 1 ヶ月の受給金額が記載されたもの)を提出してください。

「児童手当を受給している世帯」に該当する場合
「児童手当支払通知書」(写)を提出してください。

「母子・父子世帯」に該当する場合
「母子・父子世帯の申立書」(様式D)を提出してください。児童扶養手当の受給がある場合は「児童扶養手当証書(写)」等(受給額が証明できるもの)を提出してください。

「主たる学資負担者が無職・失業中」に該当する場合
「公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書」(様式C)に必要事項を記入し、失業の場合は併せて「雇用保険受給資格者証」(表裏両面の写)を提出してください。(「雇用保険受給資格者証」をまだ受領していない場合は、「離職票」・「退職の辞令」等の写しを添付してください。)

「障がい者等のいる世帯」に該当する場合
身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護3以上)、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出してください。
特別児童扶養手当の受給がある場合は「特別児童扶養手当証書」(写)を提出してください。
障害年金の受給がある場合は最新の年金振込通知書、年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票の写しのいずれかを提出してください。

「長期療養者がいる世帯」に該当する場合
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を提出してください。※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。

「主たる学資負担者が別居」に該当する場合
「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」(様式F)に必要事項を記入し、給与明細(最新1ヶ月)、別居者の別居費金額(光熱水量費や住居費)を証明する領収書等の写しを提出してください。

「主たる学資負担者が死亡」に該当する場合
死亡年月日が分かる公的書類を提出してください。※入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡した者が対象となります。

「風水害等によるり災」に該当する場合
「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を提出してください。
※入学前1年以内において、本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた者が対象となります。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も提出してください。

## (ク)④「住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄について

該当者がいる場合は必要事項を記入し、賃貸契約書(写)、「賃貸契約更新証明書」(様式 K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを提出してください。※「賃貸契約書」は氏名、契約期間が記載されているものを提出してください。